

介護支援専門員証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

氏 名

〔 昼間連絡のつく連絡先電話番号
（自宅・携帯電話・勤務先・その他（ ）） 〕

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の25第1項の規定に基づき、
下記のとおり介護支援専門員証の再交付を申請します。

記

登録番号	
ふりがな 氏 名	
生年月日	年 月 日
住 所	〒
再交付の 理 由	
備 考	

（注意事項）

- 1 写真（次に掲げるものに限る。）を添付すること。
 - (1) 申請者本人が1人で撮影したもの（カラー、白黒どちらでも可）
 - (2) 申請日から6か月以内に撮影したもの
 - (3) 縦30mm×横24mmの大きさにふちなしのもの
 - (4) 正面、脱帽、無背景、上三分身を撮影した写真で、本人とすぐに判別できる鮮明なもの
 - (5) 写真の裏面に申請者の氏名を記入すること。
- 2 汚損又は破損を理由とする再交付は、汚損し、又は破損した介護支援専門員証と引換えに新たな介護支援専門員証を交付するものとする。
- 3 亡失により再交付を受けた後において、亡失した介護支援専門員証を発見したときは、速やかに、発見した介護支援専門員証を交付を受けた知事に返納しなければならない。

和歌山県証紙貼付

1,500円